

保存期間 永 10 ⑤ 3 1

案裁行
起決施部
長官原
28年
28年
係長
月月
24
主查



平成28年3月 事情聴取結果

事情聴取結果報告書

この度の収賄事件に関連して、工事関係業務を担当する職員337名に対し、各部署ごとに事情聴取を行った。

事情聴取の際、過去において、関係業者から金品の授受の有無、情報漏えい等の有無を中心に職員個々から事情聴取した。

1 総務部

- (1) 聴取者 総務部長、行政経営課長
- (2) 聴取日 3月16日、17日
- (3) 聴取対象者(20名)
 - 総務管財課 6名
 - 防災安全課 6名
 - 入札契約課 5名
 - 検査専門員室 2名
 - 男女共同参画推進室 1名(聴取者は人権監)
- (4) 聴取結果
対象職員については、不適切な行為は全く無かった。

2 企画部

- (1) 聴取者 企画部長
- (2) 聴取日 3月15日、17日
- (3) 聴取対象者(7名)
 - 情報政策課 5名
 - 地域政策課 2名
- (4) 聴取結果
対象職員については、不適切な行為は全く無かった。

3 市民環境部

- (1) 聴取者 市民環境部長
- (2) 聴取日 3月22日
- (3) 聴取対象者(4名)
 - 環境政策課 2名
 - 環境事業課 2名
- (4) 聴取結果
対象職員については、不適切な行為は全く無かった。

4 福祉保健部

- (1) 聴取者 福祉保健部長
- (2) 聴取日 3月15日、16日、17日
- (3) 聴取対象者(9名)
 - 健康対策課 3名

長寿社会課 2名
障がい者支援課 2名
こども未来課 2名

(4) 聴取結果

対象職員については、不適切な行為は全く無かった。

5 経済部

(1) 聴取者 経済部長、農林課長

(2) 聴取日 3月16日、17日

(3) 聴取対象者 (13名)

農林課 11名

水産振興室 2名

(4) 聴取結果

対象職員については、不適切な行為は全く無かった。

6 建設部

(1) 聴取者 都市計画課長、建設企画課長

(2) 聴取日 3月15日、16日、18日

(3) 聴取対象者 (93名)

建設企画課 9名

都市計画課 10名

土木課 13名

維持管理課 20名

建築住宅課 26名

建築指導課 16名

(4) 聴取結果

● [redacted] [redacted] [redacted]
平成[redacted]年に、平井工業から食品セットらしきものを送られる。後日、お返しとして、同等品を返した。

● [redacted] [redacted] [redacted]
平成[redacted]年[redacted]月に、平井工業から商品券らしいものを宅配便で受け取ったが、後日、返還した。

● [redacted] [redacted] [redacted]
平成[redacted]年[redacted]月に、平井工業からビールセットらしきものが送られ、後日、送り返した。

● [redacted] [redacted] [redacted]
平成[redacted]年[redacted]月から平成[redacted]年[redacted]月まで計[redacted]回、平井工業からコーヒーセットらしきものを受け取ったが、その都度、同等品を送った。

● [redacted] [redacted] [redacted]
平成[redacted]年に、平井工業からビールセットらしきものを受け取ったが、後日、同等品で返した。

平成 年夏から平成 年 月まで計 回、平井工業からビールセットを受け取ったが、その都度、同等品を返した。

平成 年 月に、平井工業から宅配便でビールが送られたが、お菓子を返した。

平成 年 月から平成 年 月まで計 回、平井工業からビールセットを宅配便で受け取ったが、後日、同等品を返した。

平成 年に、平井工業から商品券らしきものが送られたが、後日送り返した。

その他の職員については、不適切な行為は全く無かった。

7 下水道部

(1) 聴取者 下水道部長、下水道営業課長

(2) 聴取日 3月15日、16日、22日

(3) 聴取対象者 (51名)

下水道企画課 10名

施設課 14名

整備課 16名

下水道営業課 11名

(4) 聴取結果

対象職員については、不適切な行為は全く無かった。

8 淀江支所

(1) 聴取者 淀江支所長

(2) 聴取日 3月15日

(3) 聴取対象者 (4名)

地域生活課事業係 4名

(4) 聴取結果

対象職員については、不適切な行為は全く無かった。

9 教育委員会

(1) 聴取者 教育委員会事務局長

(2) 聴取日 3月16日、17日

(3) 聴取対象者 (26名)

教育総務課 4名

生涯学習課 5名

文化課 8名

体育課 5名

学校給食課 4名

(4) 聴取結果

不適切な行為は無かった。

10 水道局

(1) 聴取者 管理者、副局長、各課長

(2) 聴取日 3月17日～22日







(3) 聴取対象者 (110名)

水道局全職員 110名

(4) 聴取結果

対象職員については、不適切な行為は全く無かった。

【起案用紙】

決 裁 区 分	市長決裁		保 期	存 間	5 4 年			
市	主 管	職員課/人事係	部 長	課 長	係 長	係 員	起 案 者	
								
副 市 長	合 議						電 話 (内 線)	
								
会 計 管 理 者								公 印
								公 印 省 略
							契 印 省 略	
起 案	平成28年 8月30日			文 書 記 号 番 号				
決 裁	平成28年 9月 / 日			H28職起第1273号-1				
施 行 (公 示 ・ 発 送)	年 月 日							
指 示 事 項 又 は 意 見								
件 名	職員等に対する事情聴取の結果について							
<p>標記の件について、別添のとおり報告します。</p>								

事情聴取結果報告

(H28.8.29)
総務部職員課

1 対象者

に記載されている市職員(14名)及び元市職員(3名のうち聴取未実施者2名)

2 聴取日

平成28年8月18日、19日、22日

3 聴取者

総務部長及び職員課長

4 聴取結果

職員に対する事情聴取の結果は、別表のとおりである。

市職員14名のうち13名は金品(食料品)を送付された事実は認め、現物又は同等品を送付した旨を答えた。また、便宜を図るよう依頼された事実及び便宜を図った事実は、いずれも無い旨を答えた。

市職員14名のうち1名は、金品を送られた事実が無いと答えた。(警察の事情聴取にも同様の回答をしている。)

元市職員2名は、金品(食料品及び商品券)を送付された事実は認め、同等品を送付した旨を答えた。また、便宜を図るよう依頼された事実及び便宜を図った事実は、いずれもない旨答えた。

5 職員等の処分等の対応

聴取りの結果、各職員の行為は懲戒等の処分対象事由に該当するものはなかったことから不問とし、特段の対応はしないものとする。

(別表)

現所属	職	氏名		対応等
			商品券らしきもの、ビールセット	現物及び同等品を返却
			ビールセット	同等品を返却
			食料品セット	現物を返却
			食料品セット	同等品を返却
			コーヒーセット	同等品を返却
			ビールセット	同等品を返却
			ビールセット	同等品を返却
			コーヒーセット	同等品を返却
			ビールセット	同等品を返却
			ビールセット	同等品を返却
			商品券らしきもの	現物を返却
			ビールセット	同等品を返却

			コーヒーセット	同等品を返却
			商品券	金品を送られた事実は無い。
			商品券と食料品セット	同等品を返却
			商品券と食料品セット	同等品を返却
			商品券と食料品セット	同等品を返却